

支店・従たる事務所の所在地における登記の廃止について

令和4年9月1日から、商業登記規則等の一部を改正する省令の施行により、商業・法人登記のうち、**会社の支店・法人の従たる事務所の所在地における登記が廃止**されることとなりました。したがって、令和4年9月1日からは以下のようになりますので、御注意ください。

1 令和4年9月1日からは、会社の支店・法人の従たる事務所の所在地において、商業・法人登記申請を行う必要はありません！

令和4年8月31日までは、本店・主たる事務所の登記事項について支店・従たる事務所の所在地においても登記申請を行う必要がある場合（商号変更や本店移転等）には、支店・従たる事務所の所在地において登記申請を行う必要がありました。

令和4年9月1日からは、会社の支店・法人の従たる事務所の所在地における登記が廃止されますので、上記のような支店・従たる事務所の所在地における登記申請を行う必要はありませんし、いわゆる「本支店一括申請」（旧商業登記規則第63条参照）を行う必要もありません。

なお、仮に上記のような登記申請があった場合には、その申請は、商業登記法第24条第2号により却下されることとなります。

2 本店・主たる事務所の所在地における支店・従たる事務所の設置、移転又は廃止についての登記申請は、引き続き必要です！

令和4年9月1日からは、あくまでも支店・従たる事務所の所在地における登記が廃止されるのであって、本店・主たる事務所の所在地で行われる支店・従たる事務所についての登記が廃止されるわけではありません。

したがって、**支店・従たる事務所の設置・移転・廃止の登記については、本店・主たる事務所の所在地において、引き続き登記申請を行う必要があります**。例えば、株式会社が新たに支店を設けた場合には、本店の所在地において支店設置の登記申請を行う必要がありますし、株式会社が支店を移転した場合にも、当然、本店の所在地において支店移転の登記申請を行う必要があります。

※ 支店の所在地における登記の廃止については、以下を御覧ください。

- 支店の所在地における登記の廃止について [法務省HP]

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00166.html#anchor1

- 令和4年8月3日付け法務省民商第378号法務省民事局長通達 [法務省HP]

<https://www.moj.go.jp/content/001378147.pdf>